

平成23年(ワ)第2963号

反 訴 状

平成23年9月7日

東京地方裁判所民事第28部はB係 御中

反訴原告



〒

〒

損害賠償請求反訴事件

訴訟物の価額 金300万円

貼用印紙額 金2万円

本訴の事件番号 平成23年(ワ)第17843号

第1 請求の趣旨

1. 反诉被告は反訴原告に対し、金300万円及びこれに対する平成21年2月3日以降支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 訴訟費用は反诉被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求めらる。

第2 請求の原因

1. 事件の受任とその後の経緯

(1) 交通事故による損害賠償請求事件の受任

- 1) 反诉被告が「弁護士ドットコム」において、自ら被害を受けた交通事故に関する損害賠償請求についての見積依頼をし、これに対して反訴原告を含む数名の弁護士が回答をしたのに対し、反訴原告の回答(甲55)を見た反诉被告から面会の要請があったことから、平成20年3月4日に反訴原告の事務所において反诉被告(その父母を同行)と面会し、相談に応じた。
- 2) 当日は、反诉被告は、主治医病院を筆頭としてこれまでか

を送付してくれるよう再々度お願いもした（甲108）のである。

- 8) ところが、これに対して反訴被告からは「12月30日には無言電話をしたという根拠のない論難」及び（反訴原告が上記のように2度〔以前の1回も加えれば3度〕に渡って「最初の2つの申立書と添付資料一覧を送ってもらうまでは、十分な異議申立書は書けない」旨説明しているにも拘らず）「12月30日までに異議申立書を用意するという約束も破った」旨のやはり根拠のない論難（なお、反訴原告は当初も「12月30日には骨子を説明する」と書いたことはあるものの、書面自体は「年内に下書きを書く」とした〔甲100〕だけで、一度も「12月30日までに作成する」と約束した事実はなく、しかもそれが不可能になったことは12月31日〔又は同29日〕にきちんと電話で説明していたのであって、これもまたこじつけ・思い込みによる誹謗・中傷に外ならない）等の誹謗・中傷に満ち溢れたメール（甲109の1）を送信してきて、段々取り付く島もないようになってきた。

反訴原告としては、反訴被告に良い結果が生じるようにと心から願い、かつまだその後の訴訟自体は反訴原告に委任したい旨反訴被告も言っていたことから、それならば「（提訴前に）等級認定を上げさせる」ことは極めて重要なので、その後も2度に渡ってメールで「反訴原告が代理人としてももう少し説得力のある異議申立書を作成して出した方がよい」旨説得した（甲110→甲111の1→甲112の1・2の流れ）。この甲111の1の送信の際、即ち、平成21年1月15日になって、反訴被告も漸く反訴原告がお願いしていた書類のうち、紛争処理機構に対する反訴被告自身の紛争処理申請書及び添付書面一覧らしきものを添付して送信してきたが、それでもまだ最初の2つの書面は欠けていた。しかも、この甲111の1には「もう自分で異議申立はしてしまった」と書かれていたので、やむをえず、それが損害保険機構により検討されてしまう前に代理人が介入してこれを補う追完をした方がよいと思い、甲112の1・2でその旨再々々々々々度勧告したものである。

なお、「時効」の点についても質問があったので、きちんと回答・教示もしている。

- 9) ところが反訴被告はこれに対し、反訴原告が12月4日に新座志木中央病院へ病気等で行けなかった時（但し、行けな

いことの事前連絡及び医師に確認すべき内容の詳細な説明・念押しはきちんとしている)の通院の領収証を見せろとか(これこそ高圧的で傲慢な語調である)、更には何ともうとつくの昔に考慮の外においた(だからこそ、それまでの主治医たる新座志木中央病院の担当医師と何度も相談して、乙9や甲96の2・甲99の3等もらったにも拘らず)いちほら病院のことを突然蒸し返してきて、「反訴原告がいちほら病院と結託して反訴被告から10万円を巻き上げようとしたかのように(振り込め詐欺と同視するかのような)」全く根拠のない明らかに名誉毀損的な誹謗・中傷を明記し、更には、せつかく反訴被告のために取った(異議申立を通すためには必須で唯一のより所である)乙9・甲96の2・甲99の3等の書面についても何の役にも立たず無駄な時間を費やただけであるかのように(いくら弁護士が代理してももう望みはない旨勝手に断定して)決めつけるなど、極めて無礼かつ傍若無人なメール(乙24)を送付してきたのである。

ここに至って、反訴原告としても信頼関係がなくなったと判断せざるを得なくなり、やむをえず委任契約の合意解除の意思の有無を問い合わせた(甲114)ものである。

なお、反訴原告側がメールで抗議しているのは、反訴被告が全く根拠なく「いちほら病院と結託して詐欺まがいのことをした」とか「初めから仕事もする気もないのにやると見せかけて着手金を欺し取ったかのような主張」(これは紛議調停と懲戒手続でははっきり主張し出した)とかの主張をした点や、すべての点で嘘つき呼ばわりする点についてであって、当然の抗議にすぎず、それ以上に反訴被告自身を誹謗・中傷するようなことは一切していないのは、甲108、甲110、甲112の1・2、甲114等のメールの文面上も明白である(甲111の1ないし6、甲113の1ないし4等の反訴被告の反訴原告に対するメールの内容との違いも顕著である)。

- 10) これに対して、反訴被告は、委任を撤回ないし解除するか否かは明示せずに、反訴原告の所属する東京弁護士会に相談させてもらう旨のメール(甲115)をよこした後、しばらく音信不通となった。^{てがひ。}

!.反訴被告の数々の不法行為

- (1) 紛議調停(東弁)・懲戒申立(東弁)・異議申立(日弁連)・綱紀審査申出(日弁連)及び本件本訴における数々の誹謗・中傷・名誉

(信用) 毀損行為

1) 紛議調停手続における数々の不法行為

その後、反訴被告は平成21年2月3日に、東京弁護士会（以下「東弁」という）に反訴原告を相手方として紛議調停の申立てをし、その手続内において複数の文書（乙2・乙53、準備書面1〔乙1はその一部〕等）及び口頭で、下記のような反訴原告を誹謗・中傷する諸事実（そのほとんどは内容も虚偽）を繰り返し主張し、反訴原告の名誉を著しく毀損した。

記（主張した事実）

- ㊦ 平成20年6月10日（真実は同月11日）、同年10月14日（真実は同月16日）の各相談日に、反訴原告は大幅に（前者は数時間→1時間半→2時間と変転、後者も2時間→1時間半→1時間半以上と変転）遅刻した。
- ㊧ 平成20年3月4日の最初の相談日も実は反訴原告は1時間程度遅刻した。〔これは申立時には主張せず、後に追加〕
- ㊨ いちはら病院の平林医師と結託して、書面作成費の10万円を騙し取ろうとした。
- ㊩ 同じく平林医師と結託して頸椎捻挫をでっちあげて（手術を受けさせ）、それによる虚偽の意見書もでっちあげて、後遺症の等級認定の上昇を画策した。
- ㊪ 平林医師に安く（1～2万円で）反訴被告が望む内容の意見書を書くよう交渉することを怠った。〔その義務があるとの誤った前提に立って。上記㊦・㊧の主張とも明らかに矛盾する〕
- ㊫ 平成20年3月24日の志木病院の佐藤医師との面会時にも、反訴原告はほとんど黙ったままで、反訴被告がほとんど一人で佐藤医師と交渉した結果、「圧迫骨折疑い（あり）」との記載を新診断書（乙9）に追記してもらえたのであり、反訴原告は何もしていない。〔乙9を見ると、古い甲9・甲10に比べて「神経学的異常所見なし」との致命的記載が抹消され、代りに多くの他覚的神経症状も追記されている点には全く気付いてもおらず、無視している。乙8の「先日の正野先生のお話で…」という文言とも明らかに矛盾する〕
- ㊬ 平成20年6月11日の相談時も、反訴原告は自ら異議申立てをすることは言わず、反訴被告に自分で書けと言い、内容的にも「併合等級の主張追加」しか助言しなかった。
- ㊭ 反訴被告は腰部の障害のみなので、「併合等級」の主張は

不可能なのに、法律的に誤った指示をした。[明らかに法律を誤解しており、かつ、「併合が結果としても確実に認められない限り、その主張の助言をすることは許されない」との誤った前提にも立っている]

㉑ 平成20年12月4日の佐藤医師との面会日に、反訴原告はわざとドタキャンして、反訴被告を怒らせ、委任の合意解除に持ち込んで、着手金（の半額）を何もせずに騙し取ろうとした。

㉒ 同年12月26日の面会約束も、わざとドタキャンして、同様に着手金（の半額）を騙し取ろうとした。

㉓ 元々一度紛争処理申請をしている場合の再異議申立ては認められる確率はごくわずかなのに、いかにも通る可能性があるかのように反訴被告を欺いて、乙9、甲96の2、甲99の3等のほとんど効果のない書面をもらう努力もさせ、いかにも代理人としての活動をしたかのような外形を構築した。

㉔ 同年12月30日には、わざと無言電話（ガチャ切り？）をかけてくるという嫌がらせをした。

㉕ 年内に異議申立書を書くこと約束したにも拘らず、同年12月31日になって突然「紛争処理申請時の申立書と添付書類一覧がないから、異議申立書は書けない」などと言い出して、再び引き延ばし、責任逃れを繰り返して、反訴原告を怒らせて解任に持ち込み、着手金を騙し取ろうとした。[現実には、元々「年内に構想を説明する」と言ったのみで、「年内に異議申立書を書く」とは約束しておらず、かつ構想の骨子は年内にきちんと説明している。しかも、各種書面の交付の依頼についても「突然」ではなく、既に6月にも、12月26日の期日前にも繰り返し依頼していたし、「紛争処理申請時」だけでなく、反訴原告受任前に反訴被告が自ら行ったすべての申立時の書面全部の写を求めていたものである]

㉖ その他（i）相談時も、いつも反訴被告をどなりつけた、（ii）反訴被告の背骨のレントゲン写真を見て「何だこりゃ、気持ち悪い」などと反訴被告の面前で言った、（iii）平成20年12月26日に面会を当日キャンセルした後も、謝罪は一切せず、むしろ「何で委任状を置いていなかったのか」などと電話で反訴被告をどなりつけた [その後の反訴被告自らの甲99の1のメールの語調とも明らかに矛盾する内容]、等反訴原告の人格を不当に貶める虚偽の主張は枚挙にいとまがない。

㉔ インターネット上で見つけた第三者の全く根拠も不明な（実は虚偽）反訴原告への誹謗・中傷文書（本件本訴における甲48の1ないし6の本の目次部分である乙19の1ないし3）を、内容の真実性も根拠も全く確認せずに、そのまま謄写・提出の上引用して、「反訴原告は他でもこのような不誠実な訴訟追行をしており、元々そういう行為の常習者である」旨断言して繰り返し論難した。

㉕ 同じく弁護士ドットコム（HP）上に載っていた「一般法律相談への反訴原告の回答」への相談者の評価のページ（本件本訴での甲56の2・3とほぼ同じ。但し、時期的に甲56の2の一番最初の「不満」〔実は海外出張中で不在だったため、連絡できなかっただけだが〕との評価はまだ載っていなかった）を謄写・提出した上、「大いに満足」という評価2つ及び「まあまあ満足」という評価は無視し、かつ「どちらともいえない」との評価の人も「ありがとうございました」と記載している点も無視して、「不満」との評価1つのみを援用して、しかもその実態（実はむしろ相手のためを思って書いたことが誤解されただけ）を全く知りもせずに「反訴原告はこのような不誠実な対応を常にやっている」旨断定して繰り返し論難した。

㉖ やはり根拠なく、「反訴原告は、ぶららのメールアドレスを本当は法人契約しなければならぬのに〔この点が既に誤り〕ごまかして個人契約をした上、事務員にも勝手に使わせている」旨のでたらめの事実を繰り返し主張した。

2) 東弁での懲戒手続における数々の名誉毀損行為

上記紛議調停が不調に終わった（反诉被告が「3万円以外はすべて返金し、かつ、反诉被告の主張する非行行為を反訴原告においてすべて認めて謝罪するよう」強硬に要求し続けたため）後、反诉被告は平成21年8月7日付で東弁に反訴原告の懲戒の申立てをし（甲131）、同じく下記の通り反訴原告を誹謗・中傷する諸事実を（㉑～㉒に加えて㉓・㉔・㉕・㉖も追加して）繰り返し主張し、反訴原告の名誉を著しく毀損した。

記（主張した事実）

㉑～㉒は上記紛議調停時と同じ。

但し、㉓については「併合等級認定を得させるため」との主張を追加。㉔についても、目次〔乙19の1ないし3〕に加えて甲48の1ないし6と同じものを甲号証として追加提出。

- ㉔ 本件委任契約（甲59）を「弁護士相談センターの審査を経て、その後ろ盾の下に成立する」と反訴被告に思わせ、その旨誤認させて、署名・押印させた。[真実は、両者ともその「審査云々」部分の文言は全く認識すらしておらず、契約の前提とも全くなっていなかったことは、既述の通り]
- ㉕ 3月24日の志木病院訪問時にも「実は反訴原告は5分くらい遅れたので、事務所に電話した」旨追加して主張し出した。
- ㉖ 紛議調停手続において、反訴被告が預けた書面の原本を返還するのを大幅に遅らせた。[現実には、反訴被告の「委任解除通知」（乙34。弁護士の書類返還義務が生じるのはそれ以後である）より前に返還しており、調停委員会の返還勧告からも1カ月未満で委員会宛に送っており（乙33）、大幅に遅れたなどという事実は全くない]
- ㉗ 平成20年12月4日に腰痛が急に悪化して病院に行ったというでたらめを正当化するために、紛議調停期日に「杖を持参する」という偽装工作をした。
- 3) 日弁連への（東弁の「懲戒に付さない」との議決【乙7】に対する）異議申立手続における数々の不法行為
- 東弁が反訴被告の上記懲戒申立てに対し、「反訴原告を懲戒に付さない」旨の議決をした（乙7）ので、反訴被告は平成22年11月29日に日弁連に対し異議申立を行い（甲153の1ないし4）、やはり、上記㉔ないし㉕と同じ誹謗・中傷を繰り返して、反訴原告の名誉を更に著しく毀損した。
- 4) 日弁連への綱紀審査申立てと更なる名誉毀損行為の繰り返し
- 日弁連への上記異議申立も却下され、反訴原告が懲戒不相当であることが確定したかと思いきや、反訴被告は更に日弁連に対し綱紀審査申出もなし（乙54）、上記と同様の（㉔ないし㉕）事実の主張を継続している外、更に下記事実をも新たに主張をして、反訴原告の名誉を更に著しく毀損し続けている。

記（新たな主張）

- ㉘ 本件本訴での反訴原告の反論を援用し、本件本訴の乙50の「5まいめから（本紙からかぞえて）」という（反訴被告自ら記載した）文字を「反訴原告の事務所の事務員をして勝手に書き加えさせた」旨でっちあげて、「証拠の偽造をした」旨も主張している外、「論点をはぐらかそうとした」旨も主張して、反訴原告を誹謗・中傷している。

5) 本件訴訟における数々の不法行為

(a) 反訴被告は、日弁連への異議申立と併行して、東京簡易裁判所に反訴原告に対する損害賠償請求の本件本訴を平成23年2月7日提起し、その訴訟手続において、上記①ないし④(⑤はまだ主張していないが、いずれするであろう)と同様の主張を繰り返し各書面に明記して提出し、公開法廷でも陳述することにより、公然と反訴原告の名誉を著しく毀損し、かつ(弁護士としての)信用も著しく毀損し続けている。

(b) 更には、④やはりインターネット上で、反訴原告が債務者の代理人として6年間やり合った金融業者(悪質な業者として世間にも悪名轟き、何度も業務停止処分も受けている)が、反訴原告への逆恨みから、自らの6年にも及ぶ数々の不法行為は棚に上げてすべて隠蔽し、その数々の不法行為から依頼者(たる債務者)を守るためにやむをえずなした反訴原告の対抗行為の結果のみを示して、いかにも反訴原告のみが不当で異常な弁護士であるかのように自社のホームページに公開した記事を見つけ、その背景事情も全く知らないまま、甲160の1として裁判所に提出した上、一方的にこれを「反訴原告が弁護士としての品位を失うべき非行に該当するような行為を、極めて当り前」証拠だとして、準備書面2(平成23年4月19日付)にも明記し、公開法廷でも陳述して、更に反訴原告の名誉及び信用を甚だしく毀損した。

(c) その上、各平成23年3月31日付訴訟告知書により、日弁連と東弁の双方に対し、趣旨不明の訴訟告知を断行し、その中で再度反訴原告に対する数々の誹謗・中傷を繰り返し記載して、反訴原告の名誉・信用を再度毀損した。

(2) ネット上における数々の反訴原告に対する不法行為

1) 反訴被告自らのブログ上での数々の名誉(信用)毀損行為

(a) 反訴被告は既に紛議調停提起前の平成21年1月22日の反訴原告宛メール(甲113の1ないし4)で、「今回の事故の件は自分も既にネット上でレポートしているが、ネタに全く困らないということも付け加えておきます」などと明記していた(甲113の4)が、反訴原告としてはこれに対して紛議調停の場で警告もし

て釘を刺しておいたので、まさか実名を挙げての露骨な誹謗・中傷をネット上で繰り広げているとまでは思っていなかった。

ところが、紛議調停も不調に終わり、更に東弁での懲戒手続も終わりに近づいた平成22年6月末になって、反訴原告の事務所の当時の事務員がインターネット上で乙21の1・2のブログ記事をたまたま発見したことにより、反訴被告が既に（短くても）1年半以上に渡って、インターネット上で、反訴原告の実名を明記し、かつ、「保険金詐欺」等の虚偽の事実を山ほど列挙して、反訴原告への誹謗・中傷を繰り返していたことが判明したのである。

- (b) 即ち、反訴被告は訴外z o o m e株式会社が運営するO-ZONEというサイトにスペースを借りて、「さまらんど」と冠したブログページを開設し、そのトップページ（メインページ）に「弁護士正野嘉人に懲戒請求をしませんか？」というメインタイトルを付した上、反訴原告を誹謗・中傷する日記を1年半以上にも渡っていくつも書き連ねてきたのであり（乙21の1・2）、その「最新日記リスト」という項目から明白なように、過去の日記がずっとたまっていて、読もうと思えばすべて読める構造であることも明白であった。

しかも、トップページに「弁護士正野嘉人に懲戒請求をしませんか？」というタイトルを付けられたため、試しに「Google」、「YAHOO! (JAPAN)」、「BIGLOBE」、「livedoor」、「goo」、「インフォシア」、「ニフティ」などの主要ポータルサイトのどこで検索しても、「(弁護士) 正野 (嘉人)」というワードで検索すると、必ず上位で（1～3番目の間に必ず）この「弁護士正野嘉人に懲戒請求をしませんか？」というブログページがヒットすることが判明した。よって、膨大な人数の不特定多数人の目に触れることが確実な状態にあることも明白であった（現実にも膨大な人数の不特定多数人の目に触れ続けていたことは明白である）。

- (c) 正確には、いつからこのブログを公開していたのか不明であるが、前記のように既に平成21年1月22日のメールで反訴被告自身が「既にネット上でレポートし

ているが、ネタに全く困らない」などと明記している点（甲113の4）や、この同じ上記ブログ上の平成22年1月31日付の日記（乙22）の冒頭に「交通事故の訴訟を頼んだはずの弁護士と関わっています。調停、懲戒請求と、もう1年くらいです。」と明記している点等から見ると、遅くとも平成21年1月にはネット上での公開を開始していた（この全く同じサイト上か否かはともかくとして）と思われる。

よって、反訴原告がこれを発見した平成22年6月末の段階では、既に1年半以上もこのネット上での誹謗・中傷は継続していたことになる。

- (d) これらのブログは内容的に見ても、反訴原告につき
- (i) 都合の良い意見書を書いてくれる医者を紹介し、（その意見書は希望しないと云ったら辞任すると云い）、医師と結託して保険金詐欺を画策したと明記している（乙22・26・28 [病院と弁護士の関係と明記]・29・32・55）
 - (ii) （元々反訴原・被告とも認識すらしておらず、契約の前提になっていなかった甲59 [時間節約のため利用しただけ] の契約書中の「法律相談センターの審査」という文言の存在を奇貨として）、事後的に紛議調停の際に調停委員の誰かが「この文言を消さなかったのは少々問題ある」などと言ったらしく、これを逆用して、「いかにも法律相談センターの審査があるかのように思わせて、安心させて契約させた」旨明記して詐欺師呼ばわりしている外、「公文書偽造」とまで明記している（乙24・25）
 - (iii) わざと客へ嫌がらせをし、客が苦情を言うと、「名誉毀損されたから訴える、辞任する」と騒ぎ出し、着手金詐取を企てた、と明記している（乙29）
 - (iv) （自ら勝手に強行してしまった異議申立及び紛争処理申請が、自らの種拙さのために却下されたのをすべて反訴原告のせいにして）反訴原告のために2度も無駄な申し立てをさせられた旨明記している（乙31）
 - (v) 本件の乙19の1ないし3の基になったインターネット上の津崎氏のブログページのURLをそのまま貼り付けた上で、前記「㊸」と同じ反訴原告

の実名を明記しての誹謗・中傷を繰り広げ、かつ、本件の甲56の2・3とほぼ同じ（最初の1人目の「不満」との評価部分を除く）弁護士ドットコム「反訴原告の一般法律相談の回答」への評価ページのURLも貼り付けた上で、そのうちの「不満」との評価の人（当時は5人のうちたった1人）の部分のみを抜き出して特に引用した上で、「正野嘉人はこんな弁護士だ」と悪意で中傷している（乙21の2〔6/21撮影〕・30〔8/19撮影〕）。

(vi) 「怪我した背中や事故前の背中の裸の写真」はメールで受領しただけで返しようもなく、かつ、むしろ紛議調停や東弁の懲戒手続で反訴被告自身はその写を乙号証として反訴原告にも交付しているにも拘らず、「反訴原告は受取っていないととぼけた」旨でたらめを明記し、かつ、「後でそれを郵送した領収書が出てきた」という嘘まで明記して、反訴原告を誹謗・中傷している（乙21の1）。

(vii) 損害保険機構が「後遺障害等級」の判断をするのは、被害者請求があった場合か、任意保険会社から事前確認があった場合の二通りしかなく（そのどちらもないのに自発的に判断をすることはない）、本件でも反訴被告自身が被害者請求をしたからこそ最初の14級の認定もされており、それに対する「異議申立」も被害者請求の一環である（異議申立時に必ず、それが通って級が上昇した場合に備えて追加の保険金請求書も同時に提出するのが常である）にも拘らず、反訴被告はそれを全く理解しないまま（自己の勝手な誤解に基づいて）「自賠償保険には異議申立と被害者請求の全く違う2つの手続がある」などと決めつけ、反訴原告を「そんなことも知らない、ほんっと一にめちやくちやな弁護士である」旨明示で非難し、「事件屋」とまでこきおろしている（乙23。プロが見れば反訴被告の方が誤っていることに気づくかもしれないが、このブログを見る人の多くは素人であろうから、反訴原告をそのまま無知な事件屋だと誤認することは明らかである。なお、反訴被告は紛議調停や懲戒手続でも同様の非難を繰り返し、反

かった各病院が極めて非協力的だという話に終始し、「病院自体も訴えたい」旨繰り返し息巻いていたので、反訴原告は「今後等級認定への異議申立等を行うにも（主治医）病院の協力は必須だから、喧嘩はしない方がよい」とむしろ繰り返しなだめていたものである。

- 3) また、反訴原告が反訴被告に対し、「主治医病院やその他これまでにかかった各病院から（等級認定に対する異議申立等に必須の）後遺障害診断書の訂正や意見書の取得が望めそうか否か」について感触を確かめたところ、反訴被告があまりにも「とても無理だ」旨繰り返すので、反訴原告は「どうしても難しければ、他の医師に頼むしかないが、通常は最初から見てない医師は全く協力してくれない。どうしてもこれまでかかった医師が無理ということであれば、私が今までそういう場合、2回程お願いしてうまくいったいちほら病院を紹介してもよい。」旨述べたことはあるものの、いちほら病院に必ず行くよう言ったことは全くなく、ましてその受診を受任の条件にしたことなど全くありえない。現に反訴原告は当日受任後、主治医病院であった新座志木中央総合病院（以下、「志木病院」という）の担当医師と（後遺障害診断書の訂正や意見書作成を依頼・交渉するための）面会をするために、医師の都合の良い日時を3～4つ聞いてきてもらいたい旨反訴被告に依頼しており、この点からも反訴原告は(できれば)真っ先に、主治医病院に後遺障害診断書の訂正や意見書の作成を依頼したいと考えていたことが、容易かつ明白に見て取れるというべきである。

- 4) 結局、反訴被告は反訴原告に損害賠償請求事件の追行を委任したいとのことであつたので、既に3時間以上相談に時間をかけていて夕方になっており、その時点から新たに委任契約書を作成して反訴被告及びその両親を待たせては悪いと思つて、反訴原告はたまたま手元にあつた甲59の用紙を利用して反訴被告との間で委任契約を締結した。

元々、弁護士ドットコム（甲55）で明示した見積り通りの内容そのままであり、弁護士会の紹介でもない以上、そもそも「審査」は不要であり、反訴原告も甲59の内容中に「審査」のことが書かれていることも全く失念して念頭になかつた。従つて、このことは反訴被告には全く説明していないし、反訴被告からもその後トラブルが生じて紛議調停となつても（その2回目の調停期日までは）この点は一切指摘も

訴原告がそのたびに何度も自賠責保険の仕組みをきちんと説明してその誤解を解こうとしても、全く頑迷で理解しようとしなかった。そこでは「誹謗・中傷」として特に摘示しなかったのは、そこでの判断者はプロの弁護士が中心だったからにすぎない。

- (viii) 「反訴原告は異議申立をしろと言うだけで、ちっとも処理を進める気配がない」「反訴原告の債務不履行を理由に解任した」「バワハラまがいの対応をうけたこともある」等の全くでたらめを数多く明記して反訴原告を誹謗・中傷している(乙31)
- (ix) 「聞き直って嘘ばかり言う」「突然自分の病気を言い立てる」「こちらが提出した証拠や一般事実にいちやもんをつける」「根拠なく誹謗・中傷して人を貶める」「調停のときの証言と全く違うことを言う」等のやはり全くでたらめを数多く明記して反訴原告を誹謗・中傷している(乙27)。
- (x) 反訴原告を「アホ野」という蔑称を繰り返し使って明記し、侮辱を繰り返している(乙21の1)
- (xi) その他、反訴原告を指して「あくらつ弁護士」と繰り返し明記(乙24・29)して、誹謗・中傷している。
- (xii) 反訴原告が「顔認証システム実験中止の賛同者」や「住基ネット差し止め訴訟を支援する会」に名を連ねていることを、当該各弁護士名簿のURLまで貼り付けてアクセスできるように(即ち、反訴原告を特定できるように)した上で「監視に反対しているのは『悪事を疊かれたくないから』に外ならない」と断定して非難している(乙29)。

など、実名を明記しての数多くの誹謗・中傷を繰り返していたことが明々白々であって、これらが少なくとも1年半以上に渡って膨大な数の不特定多数人(一般人が大半)の眼に触れていた以上、反訴原告の名誉及び信用は極めて甚大に傷つけられたことは一目瞭然である。

- (e) 反訴原告としても、さすがにこのようなブログを放置できないと考え、インターネットでのこの「o-zon

e」というサイトを開設しているプロバイダーを調査したところ、アイティメディア株式会社という会社らしいと判明し（乙56）、プロバイダ責任制限法にのっとり、同社に対してメールで2回に渡って上記ブログページの抹消を請求した（乙57）ところ、平成22年8月19日にアイティメディア㈱の子会社のz o o m e㈱の代理人から漸く通知書（同年8月18日付。乙58）が届き、「o-z o n eのサイトの中のどの部分が反訴原告を誹謗・中傷をしている情報かを特定して欲しい」との回答であった（なお、乙58では2回に渡って同様の回答をしたと書いてあったが、そのようなメールは一切届いておらず、反訴原告のPC内を再度すべて調査したが、上記通知書乙58の到着日と同じ日に無内容のメール〔乙59〕が届いていただけであった）。

そこで、反訴原告は今度はこの代理人宛に再度URLを特定した上で削除を求める回答書（乙60）を郵送したが、相手側からは反訴被告がブログ上で主張している内容が「真実でない」と認める証拠がなく、すべてを抹消することは逆に反訴被告側から責任追及される虞があるので難しいとの回答書（乙61の1・2）が返送されてきた。

やむをえず、反訴原告は更に「反訴原告の名譽を明らかに侵害している」ページ・箇所を細かく特定した上で、その態様・内容から見て「私怨目的であること」が明白であり、かつ、その大半が真実性の証明もないことを、詳細かつ具体的に指摘した通知書（乙62）を相手方代理人に送付した。

すると、相手方代理人から、「乙21の1（＝乙30）のページのみ既に削除した。他のページについては、明らかに（不当に）反訴原告の権利を侵害しているとは判断できないので、プロバイダ責任制限法に基づいて反訴被告に照会する」との回答（乙63）が届き、照会内容を要約して反訴原告の署名・捺印等を求める「依頼書」も同封されていたが、その要約が不十分だったため、ブランクの依頼書の方に別紙（5枚）も付けて詳細に書き直したものを返送した。

従って、この時点では、乙21の1（＝乙30）のみが抹消されただけで、「弁護士正野嘉人に懲戒請求しま

せんか？」というトップページもまだ残存しており、反訴原告を誹謗・中傷するブログの大半は(主要部分はすべて)残存していたものである。

即ち、乙21の1(=乙30)の抹消だけでは、ほとんど効果はなかったことも明白である。

- (f) その後、その「照会」の結果については、同社からは一切回答は届いていないが、平成22年の11月末頃になり、反訴被告自らがこのブログページを閉じたものの、その際も反訴被告はそのブログ上で「考える所があつて、このページは一応閉じることになりましたが、他の場所にすべて移動します。理由(わけ)があつてその新しいURLはここに明記できませんが、偶然見つけることがあつたら、またご愛顧下さい」という(趣旨の)文章を明記して載せていたものであつて、上記プロバイダーからの照会により、反訴原告にかぎつけられたことを知り、自由にモノを言えなくなるのを嫌って、単に他のサイトへこっそり移しただけであることは明白であり、現在でも別のサイト上で同様の反訴原告に対する誹謗・中傷を継続している蓋然性が極めて高いことも明らかである。
- (g) いずれにしても、反訴被告が、少なくとも(平成21年1月から同22年11月末まで)まる2年近くも、反訴原告の個人情報を特定できる形で明記した上での数々の誹謗・中傷をネット上で繰り返し繰り広げて、これを膨大な数の不特定多数人の目に触れさせていたことは明々白々である。

仮に、上記プロバイダーによる照会の後、当該ブログを閉じるまでの約3カ月間に、「正野嘉人」という実名だけは隠した(変更した)可能性があるとしても、既にそれ以前からこのブログを見ていた人にとっては(その抹消の)効果は全くないし、その後初めてこのブログを読んだ一般人も、乙29のように(複数の)他の「監視社会を拒否する会」や「住基ネット差し止め訴訟を支援する会」に反訴原告は属していると明記してその弁護士名簿まで見れるようにし、かつ、乙21の1のように「アホ野」という蔑称を明記したページも併存している以上、結局比較的容易に反訴原告を特定できたことも明らかである。

- (h) 更に、上のように、反訴原告はこのブログページを抹

消させるべく、約5カ月間の間本来余分なかつ多大な
手間・時間・費用をかけて、プロバイダーとの交渉をす
ることも余儀なくさせられたものであって、そのこと自
体による被害だけでも甚大なものがある。

- (i) なお、反訴被告は同じブログ上で、訳の分らない理由
で志木病院のことも罵倒したり（乙66）、室内で書類
等を紛失したのを空き巣のせいにしてののしったり（乙
64・65）しており、このような点にも、「何でもか
んでもこじつけて他人を誹謗・中傷する」性格・本性の
一端が明白に現れているというべきである。

2) 他人のネット上のサイトに便乗しての数々の誹謗・中傷行為

- (a) 「弁護士と闘う」等のサイト上での誹謗・中傷行為

反訴被告がたまたま発見して本件本訴でも提出してい
る甲160の1のSFコーポレーションのホームペー
ジの反訴原告に関する記事について、やはりその裏事情
（6年にも及ぶSFコーポレーションの数々の違法・不
当行為から依頼者を守るために、ついにやむをえず対抗
手段としてなしたものにすぎないこと）を全く知らない
一般人が、反訴原告の実名を明記して面白おかしく引用
して揶揄している複数のサイト（甲160の2の「福岡
若手弁護士のblog」と甲160の3の「弁護士と闘
う」等の。他にもあるかもしれない）に、反訴被告は
ことごとく便乗して、反訴原告を誹謗・中傷する記事を
明記している。即ち、

- (イ) 「福岡若手弁護士のblog」においては、この
SFコーポレーションの記事を引用したブログの
直後に「boxy」というサイト名でコメントを寄
せ、「正野嘉人弁護士は、現在少なくとも2件の懲
戒請求申立を受けているらしい（笑）」・「弁護士ド
ットコム掲示板にまで、苦情がある」などと明記
し、「おそらく謝ればおさまる程度の事件だったら、
こんなことにはならないでしょう」とも明記して、
その前の「SFコーポレーションは元々問題のある
業者である」旨の意見を弱める効果を生じさせた上
で、「この弁護士（しかも高学歴）が野放しになっ
てたら、何があっても弁護士を頼むのは躊躇してし
まいますよ」と続けて、SFコーポレーションの件
での（前記裏事情を知らない）第三者の反訴原告

についての)悪印象を利用して、更にこれを強化し、反訴原告を更に貶める(その名誉・信用を更に大きく毀損させる)行為を断行している(乙47の2及び甲160の2の2枚目の各「コメント」参照)。

- (ロ) 同じく、「弁護士と闘う」というサイト上の、やはり上記SFコーポレーションのHP上の反訴原告に対する名誉毀損記事を引用しての(前記裏事情を知らない)多くの第三者の批判的な意見も連っているページ(乙43の1ないし3)にも便乗して、「えー実は、自分もこの弁護士にひっかかって、仕事しないで辞任されたので申立やっている」と明記し、更にはメモ書きをめぐる中傷まで明記して、同様に事情を知らない第三者の反訴原告への悪印象を利用して更にこれを強化し、反訴原告を更に貶める(その名誉・信用を更に大きく毀損させる)行為を断行している(乙43の3)。

- (b) 「日弁連Watch」という別のブログ上での数々の誹謗・中傷行為

- (イ) ここでも先ず、平成22年11月15日付で「懲戒請求に対する弁護士の答弁ぶり」と題する記事を載せ、その中で「相手方は異議申立てをやれといい、でも代行はしてくれませんでした」・「最後の2回はすっばかされた」・(反訴被告自身は7通も書面出しているのを隠して)「半年程の間に準備書面が5つ以上届いた」・「懲戒請求者をうんざりさせて、懲戒請求取下げでもさせようとしたのか」などと明記して誹謗・中傷の限りを尽くした上、「この弁護士は、弁護士ドットコムにも掲示板をもっている。(そこに)いくつか苦情も書かれているので『苦情もつ弁護士』に注意して下さい」とも明記して、極力反訴原告を特定できるようにしようとしている(乙67の1・2)。

- (ロ) また、平成23年2月9日付で「きちんと仕事してたと言いつける弁護士」と題する記事を載せ、その中で懲戒手続で反訴原告が出した一部のメモ書きのみ(他のその元になったメモ書きや、その間の事情を説明する書面等はすべて隠して)を示して、いかにも反訴原告がメモを後から偽造したかのよう

にでたらめを主張して、その名誉を毀損し、かつ、『弁護士と闘う』さんのところにも、このメモの弁護士について、面白い記事があります(笑)旨明記して、そこに誘導を図っており、それにより益々(このページに初めて訪れた人に対しても反訴原告の実名と一見非行に見える事実を知らしめることにより)反訴原告の名誉・信用を更に毀損する行為を断行している(乙68の1・2)。

- (ハ) 反訴被告は同じブログ上に、同年2月17日にも「悪徳弁護士&東京弁護士会」と冠した記事を載せ、「この弁護士は、現在、別の会社から、また懲戒請求手続をされている」旨明記している(乙69の1・2)。

「乙68の1・2」から読んでいる人には、すぐに反訴原告のことだと分るし、初めて乙69の1・2を読んだ人も、他のページも読むことはできる以上乙68の1・2にたどりつく蓋然性も高く、やはり反訴原告の名誉・信用の毀損を上乗せする行為に外ならない。

- (ニ) 更に反訴被告は同じブログ上に、平成23年3月25日付で「第一回口頭弁論の様様」と題する記事を載せ、その中で反訴原告のことを「弁護士というよりまさに『暴力装置』」だとし、「こんなのは、滅多に居ないでしょう」とまで酷評している(乙70)。

上記(ハ)と同様の理由で、やはり反訴原告の名誉・信用を更に毀損する行為に外ならない。

今頃は第二回口頭弁論の記事も追加している蓋然性も高い。

- (c) 2チャンネル系のスレッドにおける数々の誹謗・中傷行為

- (イ) 主として東弁綱紀委員長であった杉山功郎弁護士を誹謗・中傷する私的なスレッド(乙71の1ないし5)に、おそらく反訴原告に対する懲戒申立を却下されたことに対する逆恨みからであろうが、(元々このようなスレッドはすべて匿名であることもあり、正当な根拠も薄い八つ当たり又は逆恨み又は憂さ晴らし的な意見がほとんどであることが明らかであるにも拘らず)反訴被告はこれに割り込

んで、平成23年2月24日付で突然「え、正野嘉人がまた懲戒請求だされてる？」というこのスレッドのテーマとは全く無関係なことを明記して、そこにわざわざ例のSFコーポレーションの反訴原告に関する記事（甲160の1）が出ているURLを貼り付けて誰でも見れるようにして、（不特定多数人を対象にして）更に反訴原告の名誉・信用を毀損する行為を断行している（乙71の4の「29」番）。

(ロ) 同じく別のスレッドのサイトでも、平成23年6月3日付で、「杉山が懲戒請求を却下して、簡裁で弁護士裁判にかけられている正野嘉人事件は、長澤正人裁判官が担当だけれど、裁判官としての経歴が見当たらないんだね。」（乙72）などと明記して、再び（不特定多数人を対象にして）更に反訴原告の名誉・信用を毀損する行為を断行し続けている。

(d) 現在のところ、反訴原告が発見したネット上の行為の例はこれだけであるが、反訴被告は他のサイトでも同様の行為を繰り返してきた上、かつ今後も同様の行為を繰り返す各蓋然性も、いずれも極めて高いというべきである。

(3) その他の反訴被告の数々の不法行為

1) 反訴被告は、紛議調停や懲戒手続の場でも、「あらかじめ、反訴原告について、『保険金詐欺』『着手金詐欺』『(法律相談センターの審査があると誤信させて) 欺いて委任契約を結ばせた件』等に関して警察や法テラスや損害保険機構に具体的に相談した」旨繰り返し明言していた上、前記自身の（ozone上の）ブログでもこのことを明記していた（乙24・25等）。

2) 更に、反訴被告はわざわざ「ぶらら」にも連絡を取って、反訴原告の実名及びメールアドレスも告げて「法人契約せずにごまかして個人契約している」とか「事務員にも勝手に使わせている」等を通報した旨、懲戒手続の場で明言していたのであり、反訴原告の名誉・信用を毀損したばかりか、業務の妨害まで企図していたことになる。

3) 即ち、警察・法テラス・損害保険機構・ぶらら等様々な場所で、反訴原告の実名を示して、「保険金詐欺」「着手金詐欺」「詐欺(的手段)による契約締結」「不正な契約締結・使用」等の具体的事実を示して反訴原告を誹謗・中傷し、かつ業務

も妨害したものであり、これらの諸行為によっても広く公然と反訴原告の名誉・信用を著しく毀損したことも明白である。

3. 反訴原告の損害

- (1) 以上のように、反訴被告の（平成21年1月から現在までの）2年8カ月近くにも及ぶ数々の不法行為により、反訴原告はその名誉及び信用を甚だしく毀損され、業務も大幅に妨害されたものであり、かつ、これに対抗するために（紛議調停・懲戒・異議申立・綱紀審査申立・本件本訴等各種手続における反論のための様々な活動・並びに本件反訴の提起など）本来無用であったはずの時間・手間・費用も膨大に費やすことを余儀なくさせられているのであって、その経済的損害及び精神的損害は共に莫大なものとなっている。
- (2) これらを回復するためには、最低でも金500万円は必要である。

4. 結論

よって、反訴原告は反訴被告に対し、不法行為（民法709条・710条）に基づく損害賠償請求として、とりあえず上記損害金500万円のうちの金300万円〔一部請求〕及びこれに対する（反訴被告が初めから一貫した意思に基づいて断行した一連の不法行為のうち、判明している〔ネット上ではもっと前から不法行為を開始していたかも知れないが〕最初の行為である紛議調停申立をした日である）平成21年2月3日以降支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めるものである。

添付書類

1. 反訴状副本 1通
2. 乙53号証ないし乙54号証（新規提出分）写 各1通



主張もなかった点からして、契約時に反訴被告の念頭にも全くなかったことは明らかである。

よって、「審査」の点は本件委任契約の内容・前提にはなっておらず、本件委任契約は有効に成立していることも明らかである。

(2) 1回目の(再)異議申立てを反訴被告が自ら強行してしまうまでの経緯

1) 平成20年3月24日に志木病院の佐藤医師と面会して、反訴原告が従前の後遺障害診断書(甲9・甲10)に「圧迫骨折の疑いあり」との記述を追加し、かつ、それと矛盾すると思われる「神経学的異常所見なし」との記載を抹消するだけでなく、新たに検査してなるべく多くの客観的(他覚的)神経症状を書き加えて欲しい旨交渉し、同医師からその点の了承は得た。しかし、更に反訴原告が「現状の(損害保険機構による)14級の等級認定を繰上げさせるに有用な意見書の作成」についてもその可否・意向を同医師に確認・交渉したが、同医師は「等級認定に関する意見までは現状では書けない。」旨繰り返し固辞したので、反訴原告としては、それ以上執拗に要望して同医師の不興を買い、せっかく了解してもらった後遺障害診断書の訂正・加筆まで翻意されては困ると思いい、そこで意見書についてはあきらめて、引き下がったものである。

2) 反訴被告は、当日佐藤医師に対し、更に「圧迫骨折あり」(『疑い』ではなく)とまで後遺障害診断書に書き加えて欲しい旨執拗に迫っていたものであり、次第に同医師が不機嫌になっていく様子だったので、やむをえず反訴原告が反訴被告を押し止めたことがあったが、反訴被告はそれが不満であるという態度を隠さなかった。

なお、同日反訴被告の母が病院に来てはいたが、医師との面会には入室せず、待合室で待っていただけである。

3) その後、反訴被告はいちはら病院で受診はしたようであるが、同年4月半ばには「もういはら病院には行かない」と宣言して、同病院から新たな診断書や意見書はもらう意思がないことを明示した。幸い、その後主治医病院だった志木病院から古い後遺障害診断書(甲9・甲10)に代り、「第1・第2腰椎圧迫骨折疑い」との記述も加わり、かつ「神経学的異常所見なし」との(12級以上の認定を受けるには致命的な)文言は抹消され、それだけでなく多くの「他覚的神経症状・

検査結果も加筆された、新しい後遺障害診断書（乙9。但し、損害保険機構の受領印がなかった頃のもの）が得られたので、その乙9に基づいて12級以上への等級上昇を目指す異議申立を行うべく、反訴被告と打合せを行うものとし、同年6月11日にその日程を入れた。

- 4) 反訴原告としては、これまで反訴被告が自ら行った自賠責保険の被害者請求における後遺障害に関する主張・立証内容や、その後にやはり自ら行った異議申立及び紛争処理の各申請における主張・立証内容については詳細を知らず、しかもそれに添付したらしい証拠の中には、却って（後遺障害の認定には）マイナスになる証拠も複数混じっていたので、上記6月11日の相談に先立って、その反訴被告自らが従前行った各申立の申立書及び添付書証一覧をすべて6月11日の相談時に持参するようお願いしておいた。

そして、当日打合せすべき事項についてメモ（乙15の1。乙15の2は、東弁での懲戒手続時に懲戒委員会の依頼により作成した、乙15の1をワープロで清書した文書である）も作成して相談に及んだが、反訴被告は6月11日当日は冒頭から「佐藤医師に『圧迫骨折あり』との診断書や意見書を書かせたい」という話が軌拗にあり、同医師自身が3月24日にも「ムリ」と言っていたことを指摘して「あまり拘らないよう」に説得したが、反訴被告は容易に納得しなかった。

そこから更にエスカレートして、反訴被告は再び「主治医病院が最初から不親切だったこと」「圧迫骨折の疑いありとの診断を自賠責保険後遺障害診断書に書き落とした（甲9・甲10）こと」「その圧迫骨折の疑いありと書かれた診断書（乙10の1ないし7）を保険会社にだけ提出して自分には見せなかった」等を次々に非難し続けて、「病院自体も訴えられないか」という話を再び持ち出して、軌拗にその話に終始したのである。反訴原告が「もはや頼りは主治医病院だけだから、協力してもらうためにも、今は怒らせない方が良い」といさめても、反訴被告は全く納得せず、却って反訴原告への不満を募らせていったものと思われる。そのため、この日はほとんど本来の打合せはできなかった。

そして、反訴被告が単句の果てに、異議申立書の作成を反訴原告にその方針（佐藤医師に再度「圧迫骨折あり」とまで書いてもらうよう軌拗に交渉することはせずに、かつ、病院自体は非難せずに乙9だけで開う、という方針）で委せるか

どうか、「もう少し考えたい」と言って帰ってしまったものである。

もちろん、この時反訴被告自らが既下書きを書いているとの話も全くなかったし、事前に反訴原告が持参するよう頼んだ上記諸書類も結局見せてもらえず、乙9の原本すら渡してもらえなかったのである。

- 5) そして、その直後に反訴被告は既に自分で申立をする予定であることを通知してきた（甲85の1）ので、反訴原告は直ちに反訴被告に電話して再度反訴原告に委せるよう説得したが、反訴被告は翻意せず、むしろ乙11の5（本文のみ）の原形をFAXで送ってきて、こういう申立をする予定なので意見を聞きたいと言うので、もう全文を書き直させるわけにもいかず（とても応じそうもなかったので）、せいぜい「併合等級主張の追加」くらいしか助言できなかった。

反訴被告自らが7級の12や11級の7等の必ずしも「神経系統の機能障害」と同一の原因に基づくとは限らない障害も主張していたので、「どうせなら併合も主張すべき」と助言しただけであり、また、一回自分でやってみてダメなら懲りて今度は反訴原告に委せるだろうと考えていたものである。

その後、反訴被告は現実にも自ら申し立てた旨通知してきた（乙11の1）上、そこで明記しているように自ら申し立てた異議申立書だとして乙11の2ないし5をメールで送信してきた。

(3) その後、本件紛争に至るまでの経緯

- 1) その後案の定、反訴被告本人が行った異議申立は却下された（乙17の1ないし3）が、その理由を見ると、新しい乙9をあえて無視して、古い無内容又は却ってマイナスの診断書（乙9により明らかに否定された甲9又は甲10）の記載を根拠としたこじつけが多数散見された（乙17の2・3）ので、相談を受けた反訴原告は、反訴被告に対し、古い診断書（甲9・甲10）が誤りで、新しい乙9にはむしろ少なくとも「局部に頑固な神経症状が残る」ことを裏付ける他覚的所見が多数書かれていることを、もっと明確かつ（かつての認定時との違いも具体的に指摘した上で）対比させて論じる必要がある旨助言し、今度は反訴原告が代理人として再度異議申立てしてみようと提案したところ、反訴被告も漸くこれに同意したものである。この話をしたのが、平成20年10月16日である。

- 2) この10月16日に先立ち、本件事故車の自賠責保険会社（あいおい損害保険株式会社）の却下理由（乙17の2・3）を反訴原告において分析し、「腰椎の圧迫骨折を示唆する椎体の輝度変化等は認められない」（乙17の2）旨の記載の意味が不明確だったので、佐藤医師に再度この点を確認する前に、「あいおい側の事後の弁解を封じるために、この記載の意味をより具体的に説明・回答させた方が良い（同時に、乙9を無視してこれと矛盾する同じ病院の古い診断書を根拠にしたこじつけが行われているので、『乙9をちゃんと見たのか?』という点も確認した方が良い）」旨反訴被告に教示し、かつ弁護士である反訴原告から照会すると警戒されて本音を言わないかもしれないので、むしろ本人から照会した方が良くとも助言して、（やはりこれらは10月16日にやりとりしたものであり、あいおいと佐藤医師に対しそれぞれ問い合わせるべき内容についての簡単な手書きのメモも反訴被告に渡している）これらの点についてあいおい宛に反訴被告から照会してもらったところ、あいおいからの回答（甲93の2）があり、反訴被告からこれに基づいて佐藤医師に「神経学的異常所見なし」との旧診断書（甲9・甲10）の記載をはっきり明文中で取り消してもらった方が良いでしょうとの問い合わせも来た（甲93の1）ので、反訴原告もできればその方が良いし、それ以上に「輝度変化なし」とのあいおいの主張についても佐藤医師につぶしてもらえば幸いだと考えて（この点は、反訴被告本人には全く思いつかない観点であったことは反訴原告が一度説明したにも拘らず甲96の2にその点が全く書かれていないことから明々白々である）、再び佐藤医師の都合を聞いてもらい、12月4日に訪問の予約を入れてもらったものである（乙14の5）。
- 3) ところが、12月4日当日は朝から反訴原告は腰痛及び右上・下肢痛が甚だしく、立つのもやっとでとてもそのままでは遠方の志木まで（片道1時間40分はかかる）は行けそうもなかったため、近くの整形外科を受診してブロック注射等をしてもらってから約束の志木まで行こうとしたが、予約なしで急だったため病院で延々と待たされ、間に合わなくなったため、自分の事務所に電話して反訴被告の携帯電話を確かめてから反訴被告に電話をかけ、事情を話して、再度佐藤医師に確認して新しい書面に書いてもらうべき点（即ち、甲93の1に記載のある①輝度変化②旧診断書の訂正の2点に対

する反論の件)を再度詳細に説明して、反訴被告自ら佐藤医師と相談・交渉してくれるよう頼んだのである(この際も、「医師を怒らせないように注意して欲しい」とお願いしている)。

だからこそ、佐藤医師の新たな書面(甲96の2)がもらえたのであり、これも反訴原告の分析・助言の成果に外ならない。

しかも、それでも「輝度変化」の点については反訴原告の2回(10月16日と12月4日)の助言にも拘らず甲96の2には書かれていなかった(反訴被告が忘失して質問事項に入れなかったのが原因)ため、その後反訴原告が反訴被告に対して再度佐藤医師に対してその点を明確に確認して書面で回答をもらった方が良い旨強く教示・助言し直した結果、反訴被告もその気になって再度佐藤医師にお願いし、この点についての新たな回答書(甲99の3)も獲得できたものであって、これもまた明らかに反訴原告が獲得した成果である(上記のように反訴被告にはこの観点が全くなかったことは甲93の1や乙3〔甲96の2にほぼ同じ〕及び甲13の1ないし4からも明白である)。

- 4) 12月4日に急な腰痛の悪化で新座志木中央病院までは行けなかった後も、反訴原告が反訴被告に詳細に指示・教示して甲96の2や甲99の3の獲得に成功し、その上で反訴原告が代理人として異議申立するための相談と委任状の授受のための日程を入れようとしたが、反訴被告は当初は再び「どうせ異議申立はほとんど通らないと聞いているので、自分でやってみようと思う」などと言っていて、なかなか日程が決まらなかった。

反訴原告が「それでは、この前あなたが自分でやったことを単に繰り返すだけに終わりかねない。何のために弁護士に委任したか分からないでしょう」等説得したところ、12月半ばすぎに漸く反訴被告もその気になって、しかも急いでやりたい風であったため、反訴原告は無理をして年末の最終日(仕事納め日)である12月26日に日程を入れたものであって、その時も書面の作成自体は新年になることは明示で伝えている。

- 5) ところが12月26日は反訴原告は前日夜から体調が悪く、発熱・嘔吐等もあって朝まで眠れず、その後やっと眠りについた後は目覚まし(おそらく鳴ったと思うが)だけでは起きられず、気づいた時には既に午後3時半頃であったことから、

本訴で既述のように2回に渡って電話で謝罪し、反訴被告も一旦は怒りを収めた（ように見えた。乙5の1からもこのことは裏付けられる）ので、甲96の2・甲99の3の原本及びそれに要した費用の領収書等の送付を御願ひした（乙5の1からもこのことはうかがえる）。

そして反訴原告としては、12月26日の仕事納めの後は、いろいろ年末年始の用事（大掃除等）も入っており、体調も芳しくなくて仕事をする予定はなかったものの、上記12月26日に約束の面談をできなかったのを大変申し訳なく思っていたので、この件だけのために大変無理をして、12月27日・29日・30日・31日と事務所に出勤して準備及び反訴被告への連絡等を行った。

- 6) 即ち、最初に異議申立のために、あいおい損保の却下の理由（乙17の2・3）及びその後にもらった医師の新しい書面（甲96の2・甲99の3）とを再度対比・検討したところ、後2者では後遺障害診断書は「平成20年4月17日付」とされているのに、前者では「平成20年5月8日付」とされているので、診断日と作成日の違いだけで同じものを指しているとは思ったが、念のため後遺障害診断書が2つあるのか否か確認するために、反訴被告に対しその点の確認をメールで求めた（甲100）ところ、これについて反訴被告から回答（甲101）があり、両者は同一のものであると確認できた。

なお、この12月27日の段階では、26日に穴をあけたことへの謝罪・挽回のために、できるだけ年内に異議申立書の骨子は考えて説明するつもり（甲100）だったが、その後、反訴被告自らが最初に（反訴原告への委任の前に）④等級認定を求めた時、⑤その不認定決定に対して異議申立をした時、⑥更に紛争処理申請をした時のそれぞれの申立書やその時の各添付資料一覧を捜したところ、反訴原告の手元にはないことが判明した（既に6月から請求していたのでもらった気になっていたが）。しかも一度反訴被告自ら異議申立をしてしまった以上、一回目の申立の際とどこが違うのかは明確に記載して注意を喚起することが必須と思われた（現に、この点が不十分だった反訴被告自らやった新しい異議申立は、古い証拠にそのまま依拠したこじつけ理論で却下されている〔乙17の1ないし3〕以上）ので、それらの古い各申立書との矛盾や弱点も一つ一つつぶしておかないと有効な異議

申立書は書けないと判断せざるを得なかった。

- 7) そこで、12月29日と30日に合計3回ほど、反訴被告の携帯電話宛に電話をしたが、いずれも留守番電話になっていたので、留守録相手に長々と説明はできないので、その都度電話を切り、12月31日に再度電話することにした。

そして、12月31日に再度電話したところ今度は2度目につながったので、上記「これまでの異議申立時との違いをはっきり対比・説明した方が良い」という点を説明して、これまでのすべての申立書本文と添付資料一覧表を準備・送付してほしいこと、及びそれまでは異議申立書も書けないこともきちんと反訴被告に説明したところ、反訴被告もその時は了解して、捜してみるとのことであった。なお、この話はもしかしたら12月29日にもしているかもしれない。甲106の1・2によれば、反訴被告は11時26分に反訴原告の携帯(09084603287)に対して電話しており(乙18)、これは反訴原告が1回自分の携帯から反訴被告の携帯に電話したが留守電だったのですぐ切った後に、後で反訴被告がその着信に気づいてリダイヤルしたものであって、この時に同様の話をした可能性もある(もう3年近くたっているので、29日だったか31日だったか断定はできないが)。

ところが、1月3日になって、突然反訴被告から「もう自分で申立書を書いたので、自分でやる」旨のFAX(甲107の1)が入っていた(但し、反訴原告がそれに気づいたのは、仕事始めの1月5日である)。そのFAXに添付して同送されてきていた反訴被告自身作成の異議申立書(甲107の2ないし7)を検討したところ、反訴原告の教示・忠告により獲得した甲96の2及び甲99の3が加わった外は1回目の異議申立書(乙11の2ないし5)と大差はなく、肝心の(最も詳細に論ずべき)甲96の2・甲99の3の引用の仕方も不十分(わずか4~5行で文書の引用に止まり、内容の詳しい説明がないばかりか、「1回目の異議申立時との対比」も「却下理由との結びつけ」も全くない)で、あまり望みはないものと思わざるを得なかった。

そこで1月5日に直ちにメールで再々々度「弁護士である反訴原告が代理人として十分な内容の申立書を書いて出した方がよい」旨忠告し、かつ、その作成のために必要な「最初の等級認定申立書」及び「その不認定に対する異議申立書」「紛争処理申請書」等と各「その時に添付した資料(一覧)」